

別紙

諮問第1101号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会が令和〇年〇月〇日付（都公委第〇号）で受理し、令和〇年〇月〇日付（都公委第〇号）で結果通知のあった私が令和〇年〇月〇日付で申し出た苦情についての調査結果報告書・苦情処理票」の本件開示請求に対し、警視総監（以下「実施機関」という。）が令和5年8月4日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年5月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年12月18日に実施機関から理由説明書を、令和8年1月26日に審査請求人から意見書を収受し、令和7年12月25日（第197回第三部会）から令和8年2月26日（第199回第三部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年5月31日付東京都公安委員会規程第3号。以下「処理規程」という。）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日付通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「通達」といい、処理規程と併せて「処理規程等」という。）等により定められている。

東京都公安委員会宛てに文書による苦情（以下「公安委員会宛ての苦情」という。）の申出があった場合、処理規程等に基づき、東京都公安委員会室は、申出事項を確認した後、苦情申出の概要を苦情処理票に記載し、苦情処理票の写し及び当該苦情申出書の写しを広報課長に送付し、同課長から当該苦情に係る事案について必要な調査及び措置を行う所属の長（以下「取扱所属長」という。）宛てに送付するものとされ、送付を受けた取扱所属長は、速やかに必要な調査及び措置を行い、その結果を広報課長に回答し、同課長から警視総監に報告する。そして、警視総監から当該結果について報告を受けた東京都公安委員会は、苦情処理結果通知書により苦情処理の結果を苦情申出者に通知することとされている。

イ 本件部分開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に係る苦情（以下「本件苦情」という。）に関して、別表に掲げる本件対象保有個人情報を持定した上で、本件不開示情報1から3までを不開示とする本件部分開示決定を行った。

（ア）本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、管理職ではない警察職員の氏名及び印影であり、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法78条1項2号本文に該当する。実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件不開示情報1は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報１は法78条１項２号に該当し、同項５号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報２について

本件不開示情報２は、特定の警察職員の年齢であり、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、法78条１項２号本文に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件不開示情報２は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報２は法78条１項２号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報３について

審査請求人は、本件苦情は自身が弁護人として担当した特定事件の取調べに係る苦情であり、本件不開示情報３は、公務員等の職務の遂行に係る情報に該当し、職務遂行の内容に係る部分については、法78条１項２号ただし書ハにより開示されるべきである、また、審査請求人に開示しても今後の苦情処理事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれもない等と主張する。

審査会が本件不開示情報３を見分したところ、本件苦情に関する事実調査として特定事件の内容、取調べの経過、関係者の言動及び取扱者の評価等が記載されているところ、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法78条１項２号本文に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

本件不開示情報３は、開示請求者以外の公務員等ではない個人の言動等が含まれていることから、法78条１項２号ただし書ハに該当するものとは認められない。

続いて、同号ただし書イ及びロの該当性について検討するに、審査請求人は、弁護人依頼権、黙秘権等の各権利を保護するために、本件不開示情報３を開示す

べきであると主張するが、法に基づく保有個人情報の開示請求制度は刑事訴訟制度と別個の趣旨目的を有する制度であり、その文言及び趣旨に照らして判断する必要があるところ、本件の事実関係の下では、同号ただし書き及びロに該当するものとは認められない。

さらに、本件不開示情報３は、本件苦情に係る事案の処理に際して、事実調査を行った警察職員が、調査の結果判明した事実を率直に記載したものである。これらの情報を開示することとなると、事案処理を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、苦情申出に関する事実調査に対して正確な回答を躊躇し、事実調査結果の記載内容が形骸化するなど、正確な事実の把握が困難になり、その結果、今後の実施機関における広聴処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号に該当する。

したがって、本件不開示情報３は法78条1項2号及び7号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表 本件部分開示決定

本件対象保有個人情報	本件不開示情報		根拠規定
苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 公安委員会室一〇〇号） 1 下段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（苦情申出の文書を含む。） 2 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報	1	非管理職の警察職員の氏名及び印影	法78条1項2号 法78条1項5号
	2	警察職員の年齢	法78条1項2号
	3	「苦情申出に関する事実調査結果について」のうち、「3 取扱状況等」の「(2) 取扱状況」に記録されている情報	法78条1項2号 法78条1項7号